

静岡県人事委員会は、令和3年における職員の特別休暇の特例に関する規則をここに公布する。

令和3年4月27日

静岡県人事委員会委員長 小川 良 昭

静岡県人事委員会規則13-103

令和3年における職員の特別休暇の特例に関する規則

(職員の夏季における特別休暇の特例)

第1条 令和3年における職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（静岡県人事委員会規則13-32）第12条第1項第6号アの規定の適用については、同号ア中「6月から9月まで」とあるのは、「5月から11月まで」とする。

(会計年度任用職員の夏季における特別休暇の特例)

第2条 令和3年における会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（静岡県人事委員会規則13-99）第10条第1項第4号及び別表第2の規定の適用については、これらの規定中「6月から9月まで」とあるのは、「5月から11月まで」とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。